

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和3年度または令和4年度住民税均等割非課税世帯（住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯は除く）へ支給要件確認書を送付しています。支給を受けるには確認書の返送が必要ですので、内容を確認し、福祉総務課までご返送ください。

詳細はホームページで

## 令和3年度 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

【申請期限】令和4年9月30日（当日消印有効）

※申請がまだの世帯、また、書類不備等で支給がまだの世帯は、お早目にお手続きください。



## 令和4年度 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

◆ 支給要件確認書が届いた世帯 → 【申請期限】令和4年10月15日（当日消印有効）

◆ 申請を必要とする世帯 → 【申請期限】令和4年11月30日（当日消印有効）

※申請を必要とするのは、令和3年12月11日以降に転入された世帯で、前自治体で同給付金を受給していない世帯です。

※既に令和3年度給付金もしくは家計急変世帯給付金を受給された世帯は令和4年度は対象外です。

※なお、住民税均等割非課税世帯の方で、確認書が届いていない方は、ご連絡ください。

## 家計急変世帯

【申請期限】令和4年9月30日（当日消印有効）

令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯全員の収入が住民税非課税相当まで減少した世帯（家計急変世帯）は申請が必要です。申請書は窓口またはホームページで入手できます。

市役所福祉総務課 ☎ 0980-83-1683 受付時間 平日 8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

# 石垣市省エネ家電製品買換え促進補助金

## ◆主な条件

(1) 令和4年7月15日から令和5年2月28日までに、石垣市内に所在する店舗・事業所から、新品（未使用品）の補助対象省エネ家電を合計5万円（税込）以上購入した方。

※1世帯あたり1回限り。

※設置工事、古い家電の処分費等その他の経費は対象外。

(2) 補助金の申請日において、石垣市に住民登録がある方。

(3) 納期到来している市税等を完納している方。

(4) 自ら住居する市内の住宅に設置する方。

(5) 古い家電を省エネ家電に買換えし、かつ、古い家電を指定引取場所にて廃棄する方

省エネルギー  
基準達成率 100%以上  
緑色のマークが目印



## ◆対象家電

省エネルギー基準達成率 100% 以上の省エネ家電製品  
・冷蔵庫・エアコン・テレビ・LED照明器具

## ◆受付期間

令和5年2月28日（火）まで

（平日 9時～12時、13時～16時半）

※申込みが予算枠に達した時点で受付終了します。

※同日の申し込みで予算枠を上回る複数の申込書を受けた場合は、抽選で交付決定します。

## ◆補助額

対象家電の購入費用（税込）の合計額が

- ・ 5万円以上 10万円未満の場合 > 1万円の補助
- ・ 10万円以上 15万円未満の場合 > 2万円の補助
- ・ 15万円以上の場合 > 3万円の補助

※振込みには受付から約2ヶ月程度かかります。

## ◆提出書類

(1) 交付申請書兼請求書 ※ホームページから入手可。

(2) 領収書等（支払者、日付、支払金額、金額の内訳、購入品名、発行者が記載されているもの）の写し

(3) メーカー発行の保証書の写し

(4) 機器の形状、規格及び構造、省エネ基準達成率 100%以上が確認できるカタログ又は仕様書の写し

(5) 特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し ※冷蔵庫、エアコン及びテレビの場合のみ

(6) 買換え前後の配置状況が分かる写真 ※LED照明器具の場合のみ

(7) 申請者の義務履行証明書 ※発行するには本人確認ができる免許証等が必要です。

(8) 振込指定口座の通帳の写し（申請者本人に限る） ※キャッシュカードの写しも可

(9) その他資料の提出をお願いする場合があります。

詳細はホームページで



市役所環境課 ☎ 0980-82-1285